

中九州横断道路「大津熊本道路（大津西～熊本）」について 都市計画事業承認及び認可が告示されました

中九州横断道路「大津熊本道路（大津西～熊本）」は、国道57号の交通集中による渋滞を解消し、物流効率化による地域産業の活性化、災害時における信頼性の高い高速ネットワークの形成、観光振興による地域活性化を目的とした事業です。

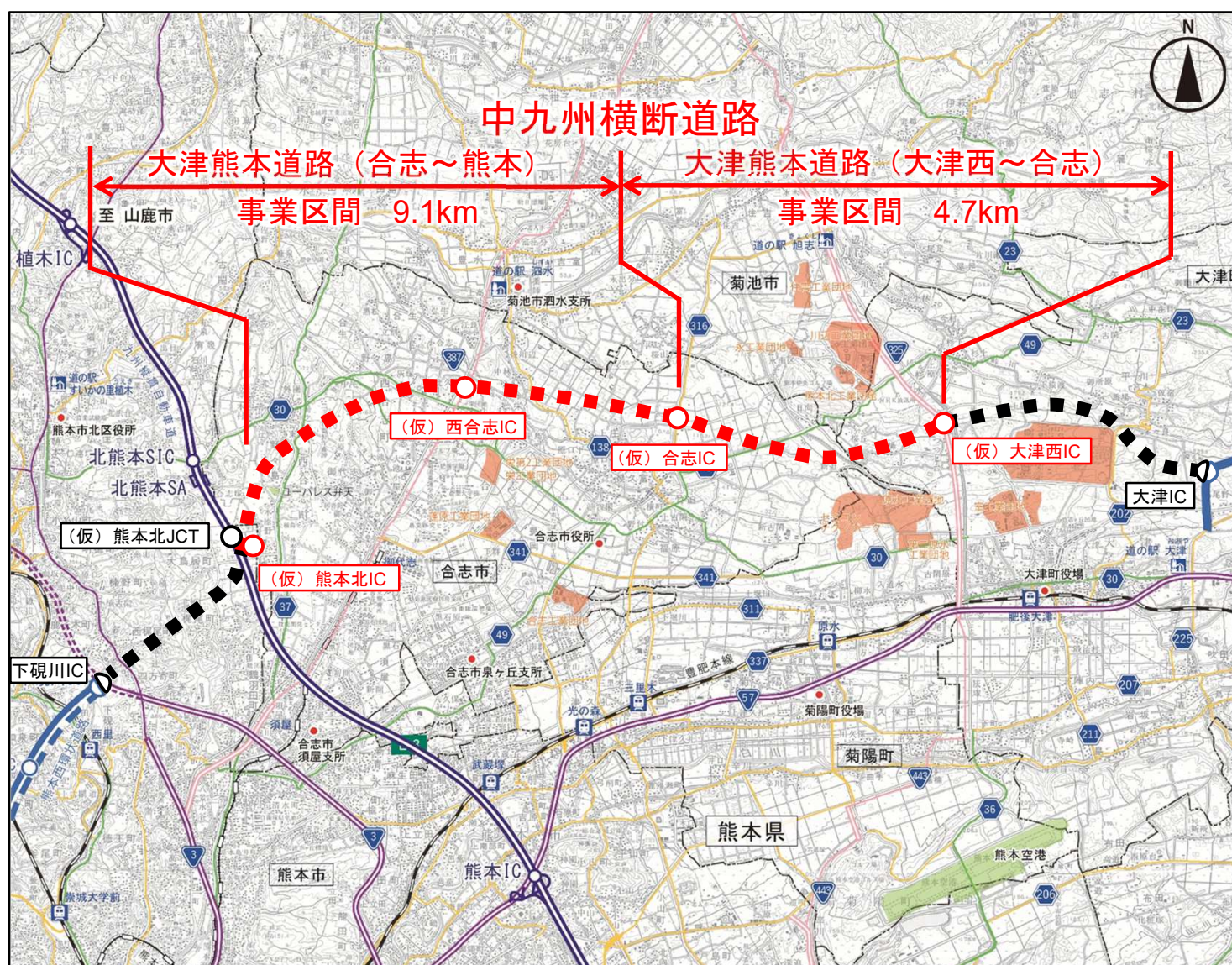
中九州横断道路「大津熊本道路（大津西～合志）」の延長4.7km及び「大津熊本道路（合志～熊本）」の延長9.1kmについて、令和8年8月18日に都市計画事業承認及び認可が告示されましたのでお知らせします。

《都市計画事業の種類及び名称》

- 大津都市計画道路事業1・4・1号中九州横断道路大津熊本線
- 熊本都市計画道路事業1・4・6号中九州横断道路大津熊本線

《都市計画事業施行者》

国土交通大臣、西日本高速道路株式会社



都市計画事業承認及び認可とは？

- 都市計画事業承認及び認可とは、都市計画に定められた都市施設の整備を行うにあたり、円滑かつ着実な事業実施を図るために、施行者が国土交通大臣及び都道府県知事からそれぞれ承認及び認可を受け、事業を施行する手続きです。
- このたび、都市計画法第59条に基づき、都市計画で定められた道路（都市施設）について、事業を施行することの承認を国土交通大臣が、認可を西日本高速道路株式会社が受けたものです。
- 都市計画事業承認及び認可の告示後は、以下に示す都市計画法に基づく法的効果が生じます。

（１）建築等の制限（６５条）

事業地内の土地建物等について、土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行う場合は、熊本市長、合志市長または大津町長の許可が必要となります。

（２）土地建物等の先買い（６７条）

施行者公告以降(公告日の翌日から起算して10日を経過した後)は、事業地内において土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を施行者に届けて頂く必要があります、届出後30日以内は売買が行えない等の制限がございます。

（３）土地の買取請求（６８条）

事業地内の土地で収用の手続きが保留されている土地の所有者は、施行者に対しその土地を時価で買い取るよう請求できます。なお、買い取る土地価格は所有者と施行者とが協議して定めることとされています。

※届け出様式などについては、熊本河川国道事務所のホームページに掲載しております。

URL: http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/road/juutai_taisaku/toshikeikaku.html